

仕様書

この仕様書は、広島市立広島市民病院の次に掲げる機器の賃貸借について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名称	設置場所
人工呼吸器	広島市立広島市民病院内 広島市中区基町7番33号

本契約における人工呼吸器とは以下のものをいう。

- (1) 使用する機器は、陽圧式人工呼吸器（コヴィディエン社人工呼吸器P B 560）であること。
- (2) 診療報酬（処置料J 045）が算定できるもの。
- (3) 付属品、呼吸回路、消耗品を含むものである。

2 使用済み機器を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与する。

3 賃貸借料

人工呼吸器一式あたり（付属品、呼吸回路、消耗品を含む）
月額賃貸借料単価： 円（税込）

ただし、同月内の利用が10日に満たないときは1日あたりの賃貸借料を上記月額の1/10の額として算定する。

なお、1日あたり5時間に満たない利用があった場合は別途発注者受注者協議して決定する。

回数	履行期間	請求の時期	支払金額
1	平成31年 4月 1日から 平成31年 4月30日まで	平成31年 5月10日まで	契約書記載の賃貸借料に 基づいて算出した金額
2	平成31年 5月 1日から 平成31年 5月31日まで	平成31年 6月10日まで	
3	平成31年 6月 1日から 平成31年 6月30日まで	平成31年 7月10日まで	
4	平成31年 7月 1日から 平成31年 7月31日まで	平成31年 8月10日まで	
5	平成31年 8月 1日から 平成31年 8月31日まで	平成31年 9月10日まで	
6	平成31年 9月 1日から 平成31年 9月30日まで	平成31年10月10日まで	
7	平成31年10月 1日から 平成31年10月31日まで	平成31年11月10日まで	
8	平成31年11月 1日から 平成31年11月30日まで	平成31年12月10日まで	
9	平成31年12月 1日から 平成31年12月31日まで	平成32年 1月10日まで	
10	平成32年 1月 1日から 平成32年 1月31日まで	平成32年 2月10日まで	
11	平成32年 2月 1日から 平成32年 2月29日まで	平成32年 3月10日まで	
12	平成32年 3月 1日から 平成32年 3月31日まで	平成32年 4月10日まで	